

技術提案書の提出者を選定するための基準

①配置予定技術者の評価

評価項目			評価の着目点			評価点	配点		
								判断基準	
配置 予定 技術 者の 経 験 及 び 能 力	資 格 ・ 実 績 等	管 理 技 術 者	資 格 要 件	技 術 者 資 格	技 術 者 資 格 等、 そ の 専 門 分 野 の 内 容 【 様 式 - 2 - 1 】		3		
								下記の順位で評価する。	
						①		技術士（総合技術監理部門（建設）または建設部門（都市及び地方計画）に限る。）の資格を有し、技術士法による登録を行っている。	3
						②		RCCM（都市及び地方計画）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている。	1.5
			③	上記①②以外	指名しない				
		専 門 技 術 力	業 務 執 行 技 術 力	同 種 又 は 類 似 業 務 等 の 実 績 の 内 容 【 様 式 - 2 - 1、 様 式 3 】	同 種 又 は 類 似 業 務 等 の 実 績 の 内 容 【 様 式 - 2 - 1、 様 式 3 】		3		
						下記の順位で評価する。（再委託による業務及び照査技術者の実績は認めない。） また、1年以上の長期休暇を取得した場合は、長期休暇期間に相当する期間を加えることができる。			
	①					平成25年度以降公示日までに完了した業務で同種業務の実績が2件ある。		3	
	②					平成25年度以降公示日までに完了した業務で同種業務の実績が1件ある。		2	
	③					平成25年度以降公示日までに完了した業務で類似業務の実績がある。		1	
④	なお、同種又は類似業務等の実績がない場合は指名しない。	指名しない							
	担 当 技 術 者	資 格 要 件	技 術 者 資 格	技 術 者 資 格 等、 そ の 専 門 分 野 の 内 容 【 様 式 - 2 - 2 】		0			
					下記の順位で評価する。 なお、担当技術者を複数設ける場合の評価点は各々の担当技術者の平均値を評価点とする。				
①					技術士（総合技術監理部門（建設）または建設部門（都市及び地方計画）に限る。）の資格を有し、技術士法による登録を行っている。		数値化しない		
②					RCCM（都市及び地方計画）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている。		数値化しない		
		③	上記①②以外	数値化しない					
	専 門 技 術 力	業 務 執 行 技 術 力	同 種 又 は 類 似 業 務 等 の 実 績 の 内 容 【 様 式 - 2 - 2、 様 式 3 】	同 種 又 は 類 似 業 務 等 の 実 績 の 内 容 【 様 式 - 2 - 2、 様 式 3 】		0			
					下記の順位で評価する。（再委託による業務及び照査技術者の実績は認めない。） また、1年以上の長期休暇を取得した場合は、長期休暇期間に相当する期間を加えることができる。 なお、担当技術者を複数設ける場合の評価点は各々の担当技術者の平均値を評価点とする。				

				① 平成25年度以降公示日までに完了した業務で同種業務の実績が2件ある。	数値化しない	
				② 平成25年度以降公示日までに完了した業務で同種業務の実績が1件ある。	数値化しない	
				③ 平成25年度以降公示日までに完了した業務で類似業務の実績がある。	数値化しない	
				④ 同種又は類似業務等の実績がない	数値化しない	
照査技術者	資格要件	技術者資格	技術者資格等、その専門分野の内容【様式-2-3】	下記の順位で評価する。		0
				① 技術士（総合技術監理部門（建設）または建設部門（都市及び地方計画）に限る。）の資格を有し、技術士法による登録を行っている。	数値化しない	
				② R C C M（都市及び地方計画）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている。	数値化しない	
				③ 上記①②以外の場合は指名しない。	数値化しない	
管理技術者	情報収集力	地域精通度	平成25年度以降公示日までに完了した業務における当該地域、周辺での業務実績の有無【様式-2-1、様式2-2】	下記の順位で評価する。（再委託による業務及び照査技術者の実績は認めない。） また、1年以上の長期休暇を取得した場合は、長期休暇期間に相当する期間を加えることができる。		3
				① 北葛城郡における業務実績あり	3	
				② 奈良県内での業務実績あり	1.5	
				③ 上記に該当しない場合	0	
担当技術者				下記の順位で評価する。（再委託による業務及び照査技術者の実績は認めない。） また、1年以上の長期休暇を取得した場合は、長期休暇期間に相当する期間を加えることができる。 なお、担当技術者を複数設ける場合の評価点は各々の担当技術者の平均値を評価点とする。		0
				① 北葛城郡における業務実績あり	数値化しない	
				② 奈良県内での業務実績あり	数値化しない	
				③ 上記に該当しない場合	数値化しない	
手持ち業務量				公示日時点における契約額500万円以上の手持ち業務量について下記の順位で評価する。（照査技術者として従事するものは含めない。）		
	管理技術者		手持ち業務金額及び件数（本業務を含まず、特定後未契約のものを含む。）	① 契約金額500万円以上の手持ち業務の件数が6件未満	3	3
				② 契約金額500万円以上の手持ち業務の件数が6件以上11件未満	1.5	
				③ 契約金額500万円以上の手持ち業務の件数が11件以上	0	

	担当技術者			①	契約金額500万円以上の手持ち業務の件数が6件未満	数値化しない	0
				②	契約金額500万円以上の手持ち業務の件数が6件以上11件未満	数値化しない	
				③	契約金額500万円以上の手持ち業務の件数が11件以上	数値化しない	
				小計			

②業務実施体制

評価項目	評価の着目点	判断基準	配点

合計	12
----	----